

国 港 総 第 100 号  
平成 30 年 6 月 25 日

各地方整備局総務部総括調整官 殿

港湾局総務課長  
(公印省略)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について

工事においては、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成 27 年 3 月 17 日付け国港総第 493 号。以下「本通達」という。)を定め、入札参加者間において、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加えているところである。

日本の経済成長に寄与する観点から、平成 27 年に会社法改正及びコーポレートガバナンスコード策定により社外取締役の積極的な活用が求められ、また最近では同コードを改訂し、その十分な人数の選任を求める動きもある。こうした動きも念頭に置きつつ、改めて役員の業務執行という観点から、本通達 2. (2)に定める役員に関する要件を見直し、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
記	記
2. 基準 以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。 (1) 資本関係 (略) (2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会	2. 基準 以下のいずれかに該当する <u>二者</u> の場合。 (1) 資本関係 (略) (2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員( <u>株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若し</u>

<p>社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) <u>株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p>イ <u>会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</u></p> <p>ロ <u>会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</u></p> <p>ハ <u>会社法第2条第15号に規定する社外取締役</u></p> <p>ニ <u>会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</u></p> <p>2) <u>会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p>3) <u>会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</u></p> <p>4) <u>組合の理事</u></p> <p>5) <u>その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>②・③（略） （3）（略）</p>	<p><u>くは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</u></p> <p>②・③（略） （3）（略）</p>
--	---

附 則

本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事について適用する。